

01062

昭和39年7月22日 水曜日 鳥取県公報(号外)第50号

毎週火、金曜日発行(但休日は毎週火曜日)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇選管告示

目

次

鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙期
日等
鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙に
おける選舉長等の選任
鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙の
投票用紙の様式等
鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙に
おける選挙会の場所等
鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙の
選挙立会人の届出が十人をこえる場合の
くじを行なう場所等

なお、選挙すべき委員の数は、九人である。

昭和三十九年七月二十二日

鳥取県選管委員長 加藤 定治

鳥取県選管委員会告示第十三号

昭和三十九年八月六日執行の鳥取海区漁業調整委員会
の委員の選挙における選挙長及びその職務代理者を、次
のとおり選任した。

昭和三十九年七月二十二日

鳥取県選管委員会委員長 加藤 定治

一 職 名 住 所 氏 名
選挙長 鳥取市賀露町一、四八四 綱師銀蔵

二 選挙長の執務場所
鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選管委員会告示第十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四
条において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百
四十九号)第百四十九条

01054

3 昭和39年7月22日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第50号 (第3種郵便物認可)

昭和三十九年七月二十二日
鳥取県選舉管理委員会委員長 加藤 定治
鳥取市東町一丁目三〇五番地
鳥取県自治会館
二 日 時 昭和三十九年八月八日 午後一時
一 場 所 鳥取市東町一丁目三〇五番地
鳥取県選舉管理委員会告示第十六号
昭和三十九年八月六日執行の鳥取海区漁業調整委員会
の委員の選挙の選挙立会人の届出が十人をこえた場合に
おける選挙立会人のくじを行なう場所及び日時を、次の
とおり定める。

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号
昭和三十九年八月六日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙の選挙立会人の届出が十人をこえた場合における選挙立会人のくじを行なう場所及び日時を、次のとおり定める。

01063 第50号 (第3種郵便)
物認可

昭和39年7月22日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第50号 (第3種郵便物認可)

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

昭和三十九年八月六日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙の投票用紙の様式並びに投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべく印を、それぞれ次のとおり定める。

田和三一九五七年七月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

投票用紙の様子

<p>こうほしや 候補者の氏名 (めいしょう)</p>	<p>二 しょう 称</p>	<p>欄内に一人書くこと。</p>
		<p>こうほしや 候補者でない者の氏名 (めいしょう)は、書かないこと。</p>